

ニュースレター 第32号 令和2年5月 日本F H協議会

このニュースレターは、日本F H協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい1つないし2つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。



高校生のパソコン、インターネット、 スマホの通信料が特別育成費で 追加のお知らせ

令和2年5月15日付 厚労省子ども家庭局家庭福祉課から
「特別育成費の取扱いについて」という文書が出されました（ニュースレター31号）。

20日にもその追加版が出ましたのでお知らせします。

原文のまま掲載します

(別 紙)

※更新箇所は下線部のとおり

(問) 児童養護施設の高校生が、施設でオンライン学習を受けるためのパソコンの購入やインターネット・スマートフォン通信料など、オンライン学習に係る費用について、特別育成費の支出項目として認めて差し支えないか。

(答)

特別育成費は、児童養護施設等に入所する児童の高校在学中における教育に必要な学習費等を支援するものであり、オンライン学習に対応するためのパソコン・Wi-Fi機器等の購入やインターネット通信料等については、入所児童の学習機会の確保に必要な経費と考えられることから、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の第4の2次表に定める特別育成費に係る経費のうち「その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等」として取り扱って差し支えない。

(問) オンライン学習など学習目的以外に、例えば、学校生活（クラブ活動や学校行事等）における連絡調整や友達との交流などに使用した場合の通信料については、特別育成費には計上出来ないのか。

(答)

主として学習目的として使用されているのであれば、学校生活における連絡調整や友達との交流などの用途に使用している場合であっても特別育成費に計上して差し支えない。

●児童養護施設の高校生となっていますが、F Hも適用されます。